

6月定例会 議案審査

総務環境委員会
福祉文教委員会
産業建設委員会

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の改正

問 前回の選挙における選挙運動用のビラやポスターの作成、選挙運動用自動車の限度額に対する平均の使用率は。

答 前回の市長選挙での限度額に対する平均使用率は、ポスター作成は約42.5%、ビラ作成は約99.6%、選挙運動用自動車は約71.5%であった。市議会議員選挙では、ポスター作製は43.3%、ビラ作成は89.4%、選挙用自動車は70.6%の使用率であった。



地方税法等の改正に伴う市税条例の改正

問 住宅ローン控除の適用を受ける条件に変更はあるのか。

答 新築住宅と中古住宅では、適用される期間に差があり、新築は13年、中古住宅は10年である。また、合計所得金額が3,000万円以下であれば、住宅ローン控除の適用を受けることができたが、改正後は合計所得金額が2,000万円以下でなければ適用を受けることができなくなる。



東・東山線のスクールバスを購入

問 更新基準と財源は。

答 走行距離が20万キロ以上、購入から10年以上経過したものという更新基準と車両の状況から判断している。財源については文部科学省のへき地児童生徒援助費等補助金375万円を活用し購入する予定である。



スクールバス

特定公共賃貸住宅の入居者資格の変更による市営住宅条例等の一部改正

問 条例改正の趣旨や背景は。

答 市営住宅等に入居する際の同居親族要件等において里子を同居親族として認めようとするものであり、市内において対象は現時点で1組1名と承知している。国は里親制度の拡充を促進しており、今改正も里子に係る環境整備の一環としての改正と受け止めている。

